

第4章 樋門・樋管の管理及び操作

第1節 樋門・樋管の箇所及び管理人

- 1 市長が委嘱する樋門・樋管の**管理人**は、資料様式編第3のとおりとする。
- 2 国土交通省岩手河川国道事務所長等が委嘱する樋門・樋管の管理人は、資料様式編第3のとおりである。

第2節 樋門・樋管の管理及び操作

- 1 樋門・樋管の**管理人**は、管理者の定める河川水門管理要綱等に基づき、洪水等の発生の場合に有効かつ適切に操作されるように維持管理する。
- 2 河川法（昭和39年法律第167号）第99条に基づく、県知事が定める河川水門管理要綱は、資料様式編第19のとおりである。
- 3 市長が委嘱する樋門・樋管の**管理人**にあつては、岩手県知事が定める河川水門管理要綱に準じて必要により河川水門の警戒態勢に入り（第5第3号）、河川水門を操作し（第5第4号及び第5号）、所要の報告を行う（第5第6号及び**第7号**）。